

議案第 4 8 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 墨田区手数料条例（平成 1 2 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部 2 4 の項を同部 2 5 の項とし、同部 2 3 の項中「2 2 の項」を「2 3 の項」に改め、同項を同部 2 4 の項とし、同部 2 2 の項を同部 2 3 の項とし、同部 2 1 の項を同部 2 2 の項とし、同部 2 0 の項中「2 1 の項から 2 4 の項まで」を「2 2 の項から 2 5 の項まで」に改め、同項を同部 2 1 の項とし、同部 1 4 の項から同部 1 9 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同部 1 3 の項中「1 2 の項」を「1 3 の項」に改め、同項を同部 1 4 の項とし、同部 1 2 の項を同部 1 3 の項とし、同部 1 1 の項の次に次のように加える。

12	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 5 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づく通知カードの再交付	通知カードの再交付手数料	1 件につき 5 0 0 円	再交付申請のとき。
----	---	--------------	----------------	-----------

別表 2 保健衛生・環境関係の部 8 3 の項を次のように改める。

食品製造業等取締条例	(1) 行商人の鑑札及	業種ごとに 1 , 8 0 0	届出のと
------------	-------------	-----------------	------

83	(昭和28年東京都条例第111号)第3条第1項又は第3項の規定に基づく行商人に係る鑑札及び記章の交付又は再交付(卸売市場内の営業を除く。)	び記章の交付手数料又は更新手数料 (2) 行商人の鑑札又は記章の再交付手数料	円 1件につき 1,100円	き。 届出のとき。
----	---	---	-------------------	--------------

別表 2 保健衛生・環境関係の部中86の項を88の項とし、85の項を87の項とし、84の項を86の項とし、83の項の次に次のように加える。

84	食品製造業等取締条例第5条第1項又は第2項の規定に基づく弁当等人力販売業の許可の申請に対する審査及び同条例第5条の2第1項又は第3項の規定に基づく弁当等人力販売業に係る許可済証の交付又は再交付(卸売市場内の営業を除く。)	(1) 弁当等人力販売業許可申請手数料	1件につき 8,800円	許可申請のとき。
		(2) 弁当等人力販売業許可更新申請手数料	1件につき 5,400円	更新申請のとき。
		(3) 弁当等人力販売業許可済証交付手数料	1件につき 1,400円	交付申請のとき。
		(4) 弁当等人力販売業許可済証再交付手数料	1件につき 1,100円	再交付申請のとき。
85	食品製造業等取締条例第5条の3第1項又は第2項の規定に基づく製造業等の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)	(1) 食品製造業等許可申請手数料	業種ごとに 13,200円	許可申請のとき。
		(2) 食品製造業等許可更新申請手数料	1件につき 7,800円	更新申請のとき。

第2条 墨田区手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部中11の項を削り、12の項を11の項とし、同項の次に次のように加える。

12	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令第28条第1項の規定	個人番号カードの再交付手数料	1件につき 800円	再交付のとき。
----	--	----------------	------------	---------

に基づく個人番号カード の再交付			
---------------------	--	--	--

#### 付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別表 2 保健衛生・環境関係の部の改正規定 平成27年10月1日
- (2) 第1条中別表 1 区民関係の部の改正規定 平成27年10月5日
- (3) 第2条の規定 平成28年1月1日

#### (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い通知カード及び個人番号カードの再交付の事務に係る手数料を新設するほか、弁当等人力販売業の許可等の事務に係る手数料を新設する等の必要がある。